
国 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー
基 幹 的 設 備 改 良 事 業 及 び
包 括 管 理 運 営 業 務
基 本 協 定 書 (案)

(SPCありの場合)

令和7年3月3日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務
基本協定書（案）

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務（以下「本業務」という。）に関して、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）と、本業務に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定において落札者と決定された【落札者のグループ名】の代表企業【代表企業名】、構成員【構成員名】、構成員【構成員名】、協力企業【協力企業名】（以下これらを併せて「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において使用される用語は、本協定に特段の規定がある場合を除き、「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務入札説明書」（附属資料を含む。以下「入札説明書等」という。）において定義された意味を有する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「協力企業」とは、入札参加者を構成する企業であるが、事業予定者に出資を行わない者をいう。
- (2) 「構成員」とは、入札参加者を構成する企業であり、事業予定者に出資する者をいう。
- (3) 「事業契約」とは、本業務の実施に関し、本組合と事業予定者との間で締結される国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る事業契約をいう。
- (4) 「事業期間」とは、事業契約の本契約成立日から令和23年3月31日までの期間をいう。ただし事業契約が解約された場合又は事業契約第53条から第58条までの規定により事業契約が解除された場合は、事業契約の本契約成立日から事業契約が解約された日又は解除された日までの期間をいう。
- (5) 「事業予定者」とは、本業務を遂行することを目的として落札者によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する特別目的会社をいう。
- (6) 「代表企業」とは、構成員のうち落札者を代表する企業をいう。
- (7) 「提案書類」とは、落札者が本業務に係る総合評価一般競争入札方式手続において本組合に提出した提案書、本組合からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (8) 「提示条件」とは、本業務を実施する事業者の選定手続において本組合が提示した一切の条件をいう。
- (9) 「入札説明書」とは、入札公告時に公表した「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札説明書」をいう。
- (10) 「本協定」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (11) 「本業務」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (12) 「落札者」とは、入札参加者の中から本業務を実施する者として選定された入札参加者であり、本業務を実施する者をいう。。

（趣旨）

第2条 本協定は、本組合が本業務に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を選定したことを確認し、第4条に基づき落札者が本業務を実施するために今後設立する事業予定者をし

て、第7条に基づき本組合との間で事業契約を締結せしめ、その他本業務等の円滑な実施に必要な諸手続並びに双方の協力について定めることを目的とする。

(本組合及び落札者の義務)

第3条 本組合及び落札者は、本組合と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、本組合に対し提案書類を作成したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本業務の選定手続に係る選定委員会及び本組合の要望事項を尊重する。ただし、当該要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合を除く。

(事業予定者の設立)

第4条 落札者は、令和7年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本業務の遂行を目的とする事業予定者を本組合の構成市町内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに、事業予定者からその履歴事項証明（設立時の取締役、監査役及び会計監査人（設置する場合）を証明するもの。事業者予定者が会計監査人の設置に代えて監査法人に監査業務を委託する場合には、当該監査法人が監査業務を受託した旨を証する書面）及びその定款の原本証明付写しを本組合に提出するものとする。その後、取締役、監査役及び会計監査人又は監査法人の改選（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。

(1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。

(2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。

(3) 事業予定者を設立する発起人には、民間事業者の提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

(4) 事業予定者の定款の目的には、本業務の実施のみを記載する。

(5) 事業予定者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び第140条第5項但し書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。

(6) 事業予定者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる2以上の種類の株式」を発行してはならない。

(7) 事業予定者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款に定めてはならない。

(8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第204条第2項但し書にある別段の定めを定めてはならない。

(9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第243条第1項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第243条第2項但し書にある別段の定めを定めてはならない。

(10) 事業予定者は、会社法第326条第2項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおこななければならない。

(11) 事業予定者は、会計監査人を設置する場合は、会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。

2 前項の場合、落札者の構成員は必ず事業予定者に出資し、落札者の構成員以外の出資は認めない。設立時における落札者の代表企業の出資比率は50%超とし、事業契約期間中、落札者は第

5条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。落札者は、事業契約期間中、本組合の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。

- 3 落札者は、事業予定者の設立後速やかに、落札者の持株数を本組合に報告し、事業予定者の株主名簿を別紙（設立時の出資者一覧）の様式にて本組合に提出する。

（株式の譲渡等）

第5条 落札者は、その保有する事業予定者の株式に担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による本組合の承諾を得なければならない。

- 2 落札者は、前項に従い本組合の承諾を得て事業予定者の株主に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明書付き写しをその契約後に速やかに本組合に提出する。

（業務の委託又は請負）

第6条 落札者は、事業予定者をして、本業務に関する各業務のうち設計に係る業務を〔プラント設備の設計を行う企業名〕（事業契約中で「設計受託者」という。）に、施工業務に係る業務を〔プラント設備の施工を行う企業名〕（事業契約中で「工事請負人」という。）に、〔工事監理企業名〕（事業契約中で「工事監理者」という。）に、及び包括管理運営維業務を〔運営企業名〕（事業契約中で「包括管理運営受託者」という。）にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 落札者は、事業契約後速やかに、前項に定める設計、施工、工事監理、運営管理の各業務を受託する者又は請け負う者と特別目的会社との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかにその契約書の写しを本組合に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により、事業予定者から設計、施工、工事監理、維持管理の各業務を受託し、又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

（事業契約）

第7条 本組合及び落札者は、令和●年●月●日を目処として、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて本組合と事業予定者間で事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 本組合は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、落札者から説明を求められた場合、入札説明書において示された本業務の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確にする。
- 3 本組合及び落札者は、事業契約締結後は、本業務の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の本契約成立までに、本業務の選定に関し落札者の代表企業その他の構成員又は協力企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、本組合は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし、落札者は事業予定者をして本組合の措置に従わせるものとする。
 - (1) 代表企業その他の構成員又は協力企業のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、代表企業その他の構成員又は協力企業のいずれかの取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（代表企業その他の又は構成員のいずれかの取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (2) 代表企業その他の構成員又は協力企業のいずれかが、次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

5 事業契約の本契約成立までに、代表企業その他の構成員又は協力企業に以下の各号の事由が生じたときには、本組合は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし、落札者は事業予定者をして本組合の措置に従わせるものとする。

- (1) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 代表企業その他の構成員又は協力企業のいずれかが、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

6 事業契約の本契約成立までに、代表企業その他の構成員又は協力企業に以下の各号の事由が生じたときには、本組合は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし、落札者は事業予定者をして本組合の措置に従わせるものとする。

- (1) 落札者のうち代表企業が入札説明書等の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合。
- (2) 落札者のうち代表企業を除く構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合で、本組合が当該構成員又は当該協力企業会社の除外又は変更を認めなかったとき。

7 本条第4項及び第5項に掲げる場合のほか、事業契約の本契約成立までに、代表企業その他の構成員又は協力企業のいずれかが、本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達する

ことができないと本組合が認めたとき、又はその他代表企業その他の構成員及び協力企業のいずれかの責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると本組合が認めたとき、本組合は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし、落札者は事業予定者をして本組合の措置に従わせるものとする。

- 8 前四項の規定により、本組合が事業契約を締結せず又は仮契約を締結している場合であってもこれを解除する場合、落札者は、共同連帯して落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額をいう。以下、同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 9 本組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者は、本組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本組合は落札者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

（準備行為）

第8条 事業契約の本契約としての成立前であっても、落札者は、自己の責任及び費用により、本業務の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本組合は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

- 2 落札者は、事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者である事業予定者に承継させるものとする。

（事業期間中のその他の義務）

第9条 落札者は、事業予定者をして、次号に定める事項に従わせなければならない。

- (1) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第743条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
- (4) 事業予定者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。
- (5) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第447条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (6) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第748条に定める合併、会社法第757条に定める吸収分割、会社法第762条に定める新設分割、会社法第767条に定める株式交換又は会社法第772条に定める株式移転を行わないこと。
- (7) 事業予定者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。

（事業契約不成立の場合の処理）

第10条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に本組合及び落札者が本業務の準備に関して支出した費用は、本条第2項及び第3項の場合を除き、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 本組合の責めに帰すべき事由（本組合の議会の議決が得られなかった場合を含まない。）により事業契約の締結に至らなかった場合又は契約締結までに時間を要する場合に落札者に生じる追加費用は、本組合が負担する。
- 3 落札者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合又は契約締結までに

時間を要する場合に本組合に生じる追加費用は、落札者が負担する。

(事業契約締結後の違約金)

第11条 事業契約締結後において、事業契約に関し、第7条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合、本組合が事業契約を解除するか否かにかかわらず、落札者は連帯して、事業契約に定める額の違約金を本組合に支払うものとする。

(秘密保持)

第12条 本組合及び落札者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本業務の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に本組合又は落札者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 本組合及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 前二項にかかわらず、本組合及び落札者が裁判所により開示を命ぜられた場合、落札者が本業務に関する資金調達に必要として開示する場合（本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合に限る。）及び法令に基づき開示する場合は、本組合及び落札者は、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

4 第1項の規定は、本協定の有効期間終了後も引き続きその効力を有するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方裁判所とする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本業務の終了日までとする。ただし、本組合と落札者は、本組合が事業契約を締結しないことを決定し落札者にかかる決定を通知した日、又は仮契約を締結している場合であってもこれを解除した日をもって、本協定は効力を失うことを確認する。

(以下余白)

以上を証するため、本協定を2通作成し、本組合及び落札者の代表企業その他構成員及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、本組合と代表企業が各1通を保持する。

令和 年 月 日

(発注者)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 (国崎クリーンセンター)

管理者 越田 謙治郎 印

(落札者) [応募企業又は応募グループ]

(構成員 (代表企業))

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(協力企業)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(協力企業)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

